

専門学校生のデザインが模範のシンボルに 廃棄物の優良事業者が使用できるマークを新たに制定

横浜市では、模範となる廃棄物収集運搬事業者を「一般廃棄物収集運搬業優良事業者」として認定しています。令和5年度の優良事業者が決定しましたので、認定証を授与します。

また、このたび優良事業者のシンボルとして、横浜市内でデザインを学ぶ専門学校生が作成したマークを新たに制定し、デザインした専門学校生に感謝状を贈呈します。認定事業者は、ごみ収集車の車体・名刺・自社のホームページなどにマークを使用できます。

1 令和5年度一般廃棄物収集運搬業優良事業者の認定

横浜市では、企業・商店などから排出される廃棄物のうち、生ごみなどの事業系一般廃棄物は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集と運搬を行っています。

一般廃棄物収集運搬業者のうち、法令を遵守し、事業系廃棄物の分別排出や3R活動等に積極的に取り組んだ業者を「一般廃棄物収集運搬業優良事業者」として、平成17年度から認定しており、令和5年度は13事業者を優良事業者と認定しました。

大塚産業有限会社	株式会社神奈川保健事業社	三友環境サービス株式会社
株式会社春秋商事	株式会社神港商会	有限会社末広金属
株式会社ダイトーフジテック	株式会社滝田商会	武松商事株式会社
辻村商事株式会社	藤ビルメンテナンス株式会社	丸忠建工株式会社
株式会社萬世 (50音順)		

2 「一般廃棄物収集運搬業優良事業者」シンボルマークの制定

認定された「一般廃棄物収集運搬業優良事業者」であることが一見してわかるシンボルマークを令和5年度から新たに制定するため、学校法人岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校（港北区）にデザインを依頼し、同校の専門学校生がデザインした複数のシンボルマーク案から、一般廃棄物収集運搬業者の投票により、同校の石田 彩華（いしだ あやか）さんのデザインしたマークに決定しました。

▼新たに制定されたマーク



3 感謝状の贈呈、認定証の授与

資源循環局長からシンボルマークをデザインした石田さんへの感謝状の贈呈と、令和5年度優良事業者への認定証の授与を行います。

(1) 日時

令和5年10月20日（金）14時00分から14時45分まで

(2) 場所

市庁舎18階会議室

(3) 取材について

当日の取材を御希望の方は、10月19日（木）16時までに、資源循環局事業系廃棄物対策課（045-671-2511）に御連絡ください。



石田さんのコメント

「キャラクターのモチーフはレジ袋で、優良という意味でオレンジ色の丸、循環するイメージで矢印を取り入れてデザインしました。市内でマークの付いたごみ収集車が走ってくれたらうれしいです」

認定された事業者の1社のコメント

「親しみやすく可愛いマークだと思う。会社のホームページや収集車で使うことを検討したい」

シンボルマークをデザインした岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校の石田さん

お問い合わせ先		
資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長	田島 禎之	Tel 045-671-2526